

長渕剛クラブカード会員特約

※本特約は、カード会員規約の特約として適用されます。

※本特約の用語は、カード会員規約に定める用語と同義とします。

第1条(会員)

本特約において、会員とは、カード会員規約と本特約を承認のうえ、三井住友カード株式会社(以下「当社」といいます。)および有限会社長渕剛クラブ(以下「甲」といいます。)にファンクラブ会員証機能を有する長渕剛クラブ会員用カードの入会申込をし、甲および当社が入会を認めた方をいいます。

第2条(年会費)

- (1)会員は、毎年甲所定の時期に甲所定の年会費(以下「年会費」といいます。)および消費税等を、甲に支払うものとします。この場合、会員は、年会費および消費税等を当社が会員に代わり甲に立替払いすることを委託し、カード会員規約に定めるカードショッピングの利用代金として支払います。尚、年会費は理由の如何を問わず返還しないものとします。
- (2)会員は(1)の年会費を支払わない場合、甲の提供する長渕剛クラブのサービスを受けることができないものとします。

第3条(会員の資格取消等)

- (1)会員は、次のいずれかの事由に該当したときは、当社又は甲からの通知により長渕剛クラブ会員の資格を取り消されるものとします。
 - ①年会費の支払いを怠った場合
 - ②本特約のいずれかに違反した場合
 - ③カード会員規約に違反した場合
 - ④その他甲又は当社が会員として不適格と判断した場合
- (2)当社は、会員が、(1)により長渕剛クラブカード会員の資格を取り消すことができます。

第4条(カード会員規約の適用)

会員は、カードのうちクレジットカード機能に関しては、本特約に定めのない事項については、カード会員規約を適用するものとします。

以上